

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第 1 1 号

川之石分団 1 部詰所隣家のガラス破損事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 平成 3 0 年 7 月 3 日午後 1 0 時ごろ、川之石分団 1 部詰所（八幡浜市保内町川之石 3 番耕地 1 0 番地 5）のホースタワーに干していた消防ホースが、強風により煽られ、隣接する相手方住宅の窓ガラスに接触したため、破損し、損害を与えた。

このため、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 7 0 9 条の規定に基づき、ガラスの修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。
(3) 損害賠償の額 1 2, 9 6 0 円

